「石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託」候補者特定に係る実施要領

（趣旨）

第１条　「石岡市複合文化施設（市民ホール）基本設計業務委託」の候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、石岡市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

（実施の公表）

第２条　実施の公表にあたっては、本実施要領のほか、提案書作成要領、提案書評価基準及び仕様書により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

（１）当該事業の概要

（２）プロポーザルの手続き

（３）プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項

（４）評価委員会及び評価に関する事項

（５）その他必要と認める事項

２　実施要領等の資料については、石岡市ホームページ(https://www.city.ishioka.lg.jp/)へ掲載する。※印刷物での配布は行わない。

（提案書の内容）

第３条　提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

（１）　提案者の会社概要

（２）　同種業務実績

（３）　業務実施体制

（４）　予定技術者（資格者等）の経歴等

（５）　予定技術者（資格者等）の同種業務実績

（６）　業務の実施方針

（７）　業務の実施手法

（８）　技術提案書

（９）　その他課題等

（10）　業務工程表

（11）　参考見積書

（12）　その他当該業務に必要な事項

（評価項目）
第４条　プロポーザルを特定するための評価項目は、次に掲げる事項とする。
（１）　事業者の実務実績
（２）　業務の実施体制
（３）　業務の実施方針・実施手法
（４）　業務への理解
（５）　業務の提案内容
（６）　説明・質疑応答
（７）　その他当該業務に必要な事項
２　プロポーザルの評価にあたって、第２次審査において提案者にヒアリングを行うものとする。
３　提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を候補者として特定する。
４　特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

（プロポーザル評価委員会）
第５条　評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
（１）　提案書の評価
（２）　評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
（３）　評価の集計及び報告
（４）　ヒアリング
２　プロポーザル評価委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
３　委員長、副委員長及び委員は別に定め、特定者との契約締結後に公表する。
４　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
５　評価委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
６　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
７　評価委員会は、委員の５分の４以上の出席がなければ開催することができない。
８　委員長は、評価結果を業者選考委員会へ報告するものとする。

（全体スケジュール）
第６条　本業務に係る全体スケジュールは以下のとおりとする。

内容	時期（予定）
実施要領等の公表	令和７年９月 10 日（水）
参加意向申出書等の提出期限	令和７年９月 26 日（金）午後３時まで（必着）
提案資格結果の通知	令和７年 10 月 10 日（金）まで
現地見学	令和７年 10 月 14 日（火）～ 10 月 17 日（金）
質問書提出期限	令和７年 10 月 24 日（金）午後３時まで（必着）

質問回答の公表	令和７年 10 月 31 日（金）まで
提案書（第１次審査）の提出期限	令和７年 11 月 21 日（金）午後３時まで（必着）
第１次審査（書類審査）	令和７年 12 月１日（月）
第１次審査結果の通知	令和７年 12 月８日（月）まで
提案書（第２次審査）の提出期限	令和７年 12 月 26 日（金）午後３時まで（必着）
第２次審査（ﾌﾟﾚｾﾞﾝﾃｰｼｮﾝ・ﾋｱﾘﾝｸﾞ）	令和８年１月９日（金）（予定）
審査結果（特定・非特定）通知	令和８年１月中旬まで
優先交渉権者との詳細協議	令和８年１月下旬～
契約締結・業務開始	令和８年２月下旬～

（評価結果の審査）

第７条　業者選考委員会は、評価委員会から評価結果があったときは、選考委員会において、次の事項について審査する。

（１）　評価委員の採点が適正に行われたこと。

（２）　評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

（３）　評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項

（４）　特定、非特定結果通知書に記載する事項

（５）　その他必要な事項

附　則

この要領は、令和７年９月 10 日から施行する。